

働き方改革関連法「同一労働同一賃金」セミナー

各位

SATO 社会保険労務士法人

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
2021年4月より同一労働同一賃金が中小企業も含めて完全施行されました。
そこで今回、改めて最高裁判決の内容の解説と同一労働同一賃金の対応策をお伝えいたします。
また、第二部では働き方改革関連法のおさらい、直近の法改正情報をお話しさせていただきます。
皆様のご参加を心よりお待ちしております。敬具

開催日時	2021年6月24日(木) 14:00~15:15	
開催場所	オンライン (Zoom)	
セミナー概要	◆第一部(45分) 「同一労働同一賃金をめぐる最高裁判決の考察」 講師:大阪オフィス所長 若松 俊成	
	■第二部(30分) 「働き方改革関連法・法改正情報」 講師:福岡オフィス所長 伊落 寛治	
参加料	無 料	
講師略歴	～若松 俊成プロフィール～ 2000年3月 SATO-GROUP 労務事務指導協会入社。 2013年2月 SATO 社会保険労務士法人大阪オフィス着任。 中小企業だけではなく多くの一部上場企業等の大企業に対し、労務管理コンサルタントとして精力的に活動中。 ～伊落 寛治プロフィール～ 2011年 2月 SATO 社会保険労務士法人入社。 2018年11月 SATO 社会保険労務士法人福岡オフィス社員就任。 中小企業から大企業と幅広い規模のお客様の労務管理を行う。	

お申し込みはメール(企業名・参加者・連絡先をご記載ください)または下記ご記入後、FAXにてお願い致します。

メールアドレス:sr-fukuoka-sales@sato-group.com ・ FAX:092-292-8964
担当/ SATO 社会保険労務士法人 田(た)/高橋(たかはし) (TEL092-292-8954)

企業名	
参加者名	
電話番号	
メールアドレス	

※お申込みの方には、後日メールにてセミナー専用URLなどの詳細をご案内いたします。

※ご記入いただきました情報につきましては、本セミナーの運営、または今後弊社からの各種セミナー及びサービスのご案内のみに利用させていただきます。尚、今後お知らせを希望しない方は、その旨ご連絡下さい。